

## 国際情報研究科修士学位審査に関する取扱要領

中央大学大学院学則第6章第3節、及び中央大学学位規則に基づき、修士論文または特定の課題についての研究の成果（以下、特定課題研究論文）の審査、及び最終試験について、以下の通り取り扱う。

なお、修士学位の授与決定は、修士論文または特定課題研究論文の評価、及び最終試験の評価について、それぞれ合格評価以上の判定を受けるとともに、所要の単位修得がなければならない。

### 1. 修士論文審査について

修士論文の審査は、学位授与方針を踏まえて、以下のような評価の観点及び基準にそって、修士学位を授与するに十分な水準にあるかどうかを審査する。

#### 【評価の観点】

##### 1) 問題意識の適切性

研究の目的が明瞭で適切と評価できるか

##### 2) テーマの学際性

テーマに学際性や複眼的視野等が含まれていて、情報法・情報学の研究に関係しているか

##### 3) 研究方法の適切性

研究・分析手法や調査方法が適切か

##### 4) 先行研究に対する検討度

先行研究が十分にレビューされ、その中に研究内容が適切に位置づけられているか

##### 5) 論文構成の適切性・明確性

論文の構成が的確であり、結論が導かれているか

##### 6) 論文形式の適切性

専門用語の理解と使用が正確であり、図表やデータ等を用いている場合、それらが適切に用いられているか

##### 7) 資料・文献の取り扱い

文献や資料が適切に使用され、引用や参考文献が正しく表記されているか

##### 8) 論文の学術的意義

出された結論や論証の方法等に学術的意義があるか

##### 9) 研究倫理

- ・研究成果に対し、捏造、改ざん等の不正な取り扱いをしていないか
- ・専攻研究の成果等の盗用や作為的な取り扱いをしていないか

#### <修士論文の評価基準>

S (90点以上。上記の観点を総合的に判断し、修士学位論文として極めて優れている)

るもの)

- A (80～89 点。上記の観点を総合的に判断し、修士学位論文として優れているもの。)
  - B (70～79 点。上記の観点を総合的に判断し、修士学位論文として十分な水準を有しているもの)
  - C (60～69 点。上記の観点を総合的に判断し、修士学位論文として必要最低限の水準を有しているもの)
  - E (59 点以下。上記の観点を総合的に判断し、修士学位論文として必要最低限の水準を満たしていないもの。)
- 上記評価については、S～C 評価を合格とし、E を不合格とする。

## 2. 特定課題研究論文審査について

特定課題研究論文の審査は、学位授与方針を踏まえて、以下のような評価の観点及び基準にそって、修士学位を授与するに十分な水準にあるかどうかを審査する。

### 【評価の観点】

- 1) 問題意識の適切性  
研究の目的が明瞭で適切と評価できるか。
- 2) テーマの設定  
テーマに学際性や複眼的視野等が含まれていて、情報法・情報学の実践的な課題に関係しているか
- 3) 研究方法の適切性  
研究・分析手法や調査方法が適切か
- 4) 先行研究に対する検討度  
先行研究に関係づけているか
- 5) 論文構成の適切性・明確性  
論文の構成が的確であり、学術的思考を用いて実践的課題の解決策が導かれているか
- 6) 論文形式の適切性  
専門用語の理解と使用が正確であり、図表やデータ等を用いている場合、それらが適切に用いられているか
- 7) 資料・文献の取り扱い  
文献や資料が適切に使用され、引用や参考文献が正しく表記されているか
- 8) 論文の社会的意義  
出された結論や実践的の解決策に社会的意義があるか
- 9) 研究倫理  
・研究成果に対し、捏造、改ざん等の不正な取り扱いをしていないか

- ・専攻研究の成果等の盗用や作為的な取り扱いをしていないか

#### <特定課題研究論文の評価基準>

- S (90点以上。上記の観点を総合的に判断し、特定課題研究論文として極めて優れているもの)
  - A (80～89点。上記の観点を総合的に判断し、特定課題研究論文として優れているもの。)
  - B (70～79点。上記の観点を総合的に判断し、特定課題研究論文として十分な水準を有しているもの)
  - C (60～69点。上記の観点を総合的に判断し、特定課題研究論文として必要最低限の水準を有しているもの)
  - E (59点以下。上記の観点を総合的に判断し、特定課題研究論文として必要最低限の水準を満たしていないもの)
- 上記評価については、S～C評価を合格とし、Eを不合格とする。

#### 3. 最終試験について

最終試験は、原則として口述試験にて行う。その評価は、学位授与方針を踏まえて、以下の評価の観点について、修士学位を授与するに十分な水準にあるかどうかを審査する。

#### <最終試験の評価の観点>

- (1) 学位論文に関連する知識の有無とその水準はどうか
- (2) 自身の研究に関する学問的意義や社会的意義の認識とその程度はどうか
- (3) 試問に対して明解かつ論理的に回答しているかどうか

#### <最終試験の評価基準>

- S (90点以上。上記の観点を総合的に判断し、知識、説明力、応答力のいずれもが優れているもの)
  - A (80～89点。上記の観点を総合的に判断し、知識、説明力、応答力のいずれかが優れていると判断されるもの)
  - B (70～79点。上記の観点を総合的に判断し、知識、説明力、応答力が十分なもの)
  - C (60～69点。上記の観点を総合的に判断し、最低限の知識、説明力、応答力のあるもの)
  - E (59点以下。上記の観点を総合的に判断し、最低限の知識、説明力、応答力も満たしていないもの)
- 上記評価については、S～C評価を合格とし、Eを不合格とする。

#### 4. 評価結果の取扱いについて

修士論文または特定課題研究論文の審査結果、及び最終試験の評価結果については、成績原簿、及び成績証明書に記載する。

#### 5. 評価結果に関する問い合わせについて

修士論文または特定課題研究論文の審査結果、及び最終試験の評価結果に関する問い合わせは、「成績評価問い合わせに関する取扱要領」を準用する。

- 1) 問い合わせは、成績証明書が交付される学位授与式日より起算して2週間以内に「審査結果問い合わせ書」に基づき、自身の審査結果について、問い合わせることができる。なお、不合格者は、修了者発表日から起算する。
- 2) 問い合わせの結果、評価結果に変更が生じたときは、研究科委員会において審議・決定する。

#### 6. その他

- 1) この取扱要領に定めのない事項については、研究科委員会において審議し、決定する。
- 2) この取扱要領は、2023年4月1日から施行する。